

〕津市公共施設等総合管理計画に 記載の積み立てのルールは

津市公共施設等総合管理計画には、同計画の実施方針を具体化するために、津市普通財産の貸付け及び売払いに関する事務取扱要綱の見直しを行うと同時に、財産処分により確保できた財源については、公共施設の最適化に係る費用として積み立てるルールを確立するとあるが、要綱を見直し、積み立てのルールは確立されているのか。

答 今後、財産処分による収入の積 み立てや活用方策を検討する

津市普通財産の貸付け及び売払いに関する事務 取扱要綱については、用途廃止後の公有財産の売 却や貸付けをより効率的かつ円滑に進めることが できるよう、硬直化していた随意契約の要件や長 期保有地発生抑制のための予定価格の算定方法を 見直す改正を令和6年3月に行い、4月に施行した。

財産処分により確保した財源を公共施設の最適 化に係る費用として積み立てるルールについては、 財産処分による収入は毎年度大幅に変動し、かつ 施設改修等に要する膨大な費用を賄うことは到底 できないことから実装や効果検証が難しいが、既 存の基金への積み立てなどを検討していく。

その他の質疑・質問

- ●津市の農業政策について
- 新規就農者に対する継続支援の考え方は
 畑地の耕作者に対する継続的な支援の考え方は
- ●新横山目細線新設および拡幅工事について
- ●今後の道路整備の予定について
- ●工事期間中、一部供用開始後の通学路における 道路管理者としての安全対策は **など**

津市公共施設等 総合管理計画





地方自治法第124条の規定に基づき、市民 が国や地方公共団体に意見や要望を述べる ことで、議会に請願する場合は、1名以上の 議員の紹介が必要となります。

いけんしょ 【意見書】

地方自治法第99条の規定に基づき、地方 公共団体の公益に関する事件に関し、地方 公共団体の機関としての議会の意思を意見 としてまとめた文書のことをいいます。

^{ょっぎ} 「発議」

議会の会議で、議員が議事の対象となる べきと考える問題を提出することをいいま す。

とくべついいんかい 「特別委員会|

常任委員会や議会運営委員会のほかに、 特定の事件を調査、審査するために、議会 が必要と認めた場合に、その都度議会の議 決で設置することができる委員会です。

毎年度設置される決算特別委員会のほか、 直近では、令和6年7月3日に議員定数検討特 別委員会が設置されました。

